

委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年9月1日
大 阪 府

府が排出する産業廃棄物処理委託における 電子マニフェスト使用の義務化について

国は、第四次循環型社会形成推進基本計画において、令和4年度までに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を電子化した「電子マニフェスト」※1の普及率を70パーセントに拡大する目標を掲げており、平成30年10月に環境省から示された電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップにおいても、行政機関の産業廃棄物処理委託契約での電子マニフェストの利用を促進していくこととされています。

本府においても、より一層の電子マニフェストの利用促進に向けた取組みとして、大阪府グリーン調達方針※2の改定を行い、令和5年4月1日以降、府が排出する産業廃棄物処理委託においては、電子マニフェストの使用を義務化します。

また、これに伴い、同日以降に契約を行う案件においては、入札参加資格として公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターへの加入を求めることとしましたので、お知らせします。

※1 電子マニフェスト制度・操作方法

https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/osaka_denmani/index.html

※2 大阪府グリーン調達方針のページ（役務編参照）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

【電子マニフェストのメリット】

- ・事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性
- ・PCやタブレット等での操作が簡単で手間がかからない
- ・マニフェストの保存が不要（保管スペースも不要）
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
- ・マニフェストの紛失の心配がない
- ・マニフェスト情報は情報処理センター（国が指定する法人）が管理・保存

【問い合わせ先】

（入札契約手続きに関すること）

総務部 契約局 総務委託物品課

企画・システムグループ

電話 06-6944-9905

（電子マニフェスト制度に関すること）

環境農林水産部 循環型社会推進室

産業廃棄物指導課 排出者指導グループ

電話 06-6210-9570